

保護者の皆様へ

「緊急事態宣言」による臨時休業の延長について

そのため、春日井市では、次の通り小中学校の臨時休業期間を延長します。

保護者の皆様には、現状をご理解いただき、より一層の感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

1 期 間 4月7日(火) ～ ~~4月19日(日)まで~~
5月6日(水)まで

- 健康記録表に毎日記録するとともに、十分な睡眠、バランスのとれた食事を心がけてください。
- お子さんの様子をよく観察し、発熱等の症状が出た場合は、学校に連絡をしてください。また、次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- 帰国者・接触者相談センター（春日井保健所） 電話31-2189

- ・ 感染防止のため、不要不急の外出・移動をせず自宅待機してください。
- ・ 3つの密（密閉・密集・密接）を徹底的に避ける、マスクを着用するなど感染防止をしてください。
- ・ お子さんに、学校からの「学習課題」を計画通り進めるよう、指導・支援をしていただくとともに、励ましをお願いします。
- ・ 休業中、学校からの連絡があることもありますので、緊急メールやアプリ通知及び学校ホームページを確認してください。

《登校日》

《自主登校教室》 《放課後なかよし教室》

感染拡大防止、集団感染抑止のため、医療従事者など、保護者が休めない場合に限っての利用にしてください。(保護者の皆さん一人一人の協力が必要です。お願いします。)

※臨時休業が長期にわたっているため、夏季休業（夏休み）の短縮を検討しています。詳細は後日お伝えします。